

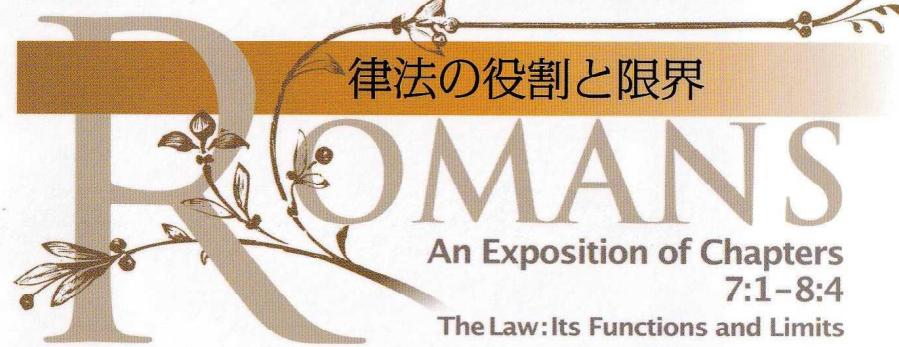


D・M・ロイドジョンズ

1899年、南ウェールズ生まれ。ロンドンの聖バーソロミュー病院付属医学校を卒業後、内科医として働きながら、高名な宫廷侍医ホーダー卿の主任臨床助手を勤める。1927年、医者の職を辞し、南ウェールズのアベラヴォンはウェールズ長老派の一教会の教役者となる。同地で1938年まで伝道と牧会の任に当たった後、ロンドンに移り、バッキンガムゲイトにあるウェストミンスター・チャペルで、故G・キャンベル・モルガン博士の協力牧師となる。1943年に同博士が引退してから主任牧師となり、30年間の伝道牧会活動を行なった後で、1968年に引退。各地における説教奉仕と積極的な執筆活動に携わった。1981年に死去。

主な著書としては、『人間の苦境と神の力』(未訳)、『山上の説教』、『霊的スランプ』、『試練の中の信仰』(以上、聖書図書刊行会刊)、『教会の権威』(みぐに書店刊)、『変わらざる真理』(未訳)、『説教と説教者』(いのちのことば社刊)、『清教徒たち』(未訳)、『伝道説教集』(未訳)のほかに、ローマ書講解シリーズおよびエペソ書講解シリーズなどがある。

ロイドジョンズ ローマ書講解^{7・1-} ^{8・4}



D・M・ロイドジョンズ [著]
渡部謙一 [訳]

いのちのことば社

23 律法にはできなくなつていたことを

肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつてゐることを、神はしてくださいました。神はご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と同じような形でお遣わしになり、肉において罪を処罰されたのです。

それは、肉に従つて歩まず、御靈に従つて歩む私たちの中に、律法の要求が全うされるためなのです。

ローマ八・三、四

「」で私たちが眺めているのは、この書簡の中でも最も壮大で、最も重要な言明の一つである。そして、ことのほか重要なのは、使徒がこの時点で解き明かしつつある議論を読み進める中でこの文章を理解することである。私が二つの節と一緒に取り上げている点に注意してほしい。それは、この二節が一個の言明となつてゐるからである。この言明には、二つの副次的な要素があるが、この二つの節が合わさつて一個の言明となつており、一方を抜きにして他方を理解することはできないのである。

使徒はこの二つの節で正確には何と言つてゐるのだろうか。即座に強い印象を受けるのは、最初の言葉、「なぜなら」^{ヘ英欽定訳}である。この言葉は一節の冒頭に現われていたが、三節の冒頭にも現われている。ここから、使徒が自分の議論を続けてることがうがえるし、それが三節のこの特定の言明を理解する鍵となる。パウロは、二節で語つた内容を説明しようとしているのである。先に見た通り、二節でパウロは、すでに六章一四節で語つていた真理を、違う言い方で語つてゐる。すなわち、私たちが「律法の下ではなく、恵みの下にある」という真理である。私たちは、福音の恵みによつて《律法》から解放されてしまつてゐる。その恵みをパウロはここで「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」「ロマ八・二^{ヘ英欽定訳}」と呼んでゐる。キリストの「いのち」は私たちの中にあり、「いのちの御靈の律法」である。またキリスト者である私たちは、パウロが一節で語つた通り、「キリストにある^{*}」。言葉を換えると、こうした段階の一つ一つは、それぞれが前の段階に続いてゐるのである。根本的な言明はこうである。「こういうわけで、今は、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません」「ロマ八・一」。そしてそれは、私たちが単に義と認められ、自分のもろもろの罪の罪責から解放されただけでなく、「キリストにある」者となり、そればかりか、キリストのほむべき聖靈の影響下にあり、聖靈の領域の中にいるということである。この点を理解して初めて私たちは、自分の救いが揺るぎなく確かなものであることを十分にふさわしく喜べる

ようになる。

これは、人が救いの確信を持つていなければならない限りキリスト者でないと言つてはいるわけではない。人は救いの確信がなくともキリスト者であります。だが、キリスト者である人は救いの確信を持つべきであり、その確信を実感しているべきである。「ここで使徒は、どのようにすればこのほむべき確信を持ち、実感できるかを示している。私たちはみな救いの確信を実感しているべきであり、この確信を得るには、次のように悟ることである。もしも自分が義と認められているとしたら、自分の最終的な立場は安泰に違いないのだと。キリスト者は、自分ではそれと知らなくとも最終的には安全な立場にある。多くの人々は救いの確信を実感することなく墓に入るが、救いの確信を実感していよいよ立場は安泰に違いないのだ。しかし、救いは確実であるからといって、人が必然的にその事実を知り、その確信を実感していよいよ立場は安泰に違いない。無知のため、喜びにも幸福にも欠けていることが見える。また、このローマ書のような書簡が書かれたのは、私たちに正しい知識を与えて、救いを完全に喜ばせるためである。五章二節で使徒がすでに語っていた通り、私たちは「神の栄光を望んで大いに喜んで」いるべきである。そうできるようになるためには、自分が『律法』から解放されてしまった事実、また、今はこの新しいのちを生きている事実を悟ることである。そのいのちとは、御靈によつてキリスト・イエスの中に見いだすことのできるいのちにはかならない。

しかし、今や使徒は先に進んで、そもそもなぜ私たちが『律法』から解放される必要があつたのかを説明する。どのようにして私たちが自由にされたのかを告げ、私たちのその経験からどのような結果が生じたかも告げる。それが三節と四節の内容である。使徒がどれほど論理的に事を進めているかに着目するがいい。私たちは『律法』から自由にされてしまつてゐるが、なぜこの点を強調するのか。パウロはその理由を示す。それがどのように起つたかを告げ、そこからもたらされる結果を指摘する。

この二つの節の詳細な吟味に移る前に、もう一度指摘しなくてはならないのは、——そして、この点を明確にしておくのは、講解という見地からすると事の鍵をにぎる大切なことだが、——使徒が新しい真理を何も告げようとしてはいらないという事実である。パウロは、先に五章の最後で、途中まで話してやめた題目を取り上げようとしており、それを、これまで六章と七章で証明し、確立した真理に照らして行なおうとしている。根本的な言明が見いだされるのは、五章一〇節である。「もし敵であつた私たちが、御子の死によつて神と和解させられたのなら」。パウロは、それをこの箇所の三節でも改めてこのように語つてゐる。「神はご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と似た姿でお遣わしになり、肉において罪を断罪されたのです」（英欽定訳）。五章一〇節の残りの部分はこうである。「和解させられた私たちが、彼のいのちによつて救いにあずかるのは、なおさらのことです」。この箇所で、その点はこのような形でい表わされている。「それは、肉に従つて歩まず、御靈に従つて歩

む私たちの中に、律法の義が全うされるためなのです』「四節（英欽定訳）」。パウロは同じ内容を、五章二〇節と二一節でも、六章一四節でも語っていた。その六章一四節は、多くの意味で鍵となる節である。「というのは、罪はあなたがたを支配することがないからです。なぜなら、あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にあるからです」。それこそ、この八章でパウロが改めて語っている真理にほかならない。——「罪はあなたがたを支配することがない」。——それをこの箇所は、このようない下にいないからである。私たちは、パウロが説明しているように、そうした立場から移し出されており、今は「恵みの下に」ある。もはや「肉に従つて」ではなく、「御靈に従つて」歩んでいる。だから八章三節と四節は、六章一四節の講解にすぎないのである。それと同時にこの二つの節は、先にパウロが、七章四節と六節ではつきり語っていた内容の講解であると言つても全く差し支えない。四節、「私の兄弟たちよ。それと同じように、あなたがたも、キリストのからだによつて、律法に対し死んでいるのです。それは、あなたがたが他の人、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれて、神のために実を結ぶようになるためです」。六節、「しかし、今は、私たちは自分を捕らえていた律法に対して死んだので、それから解放され、その結果、古い文字（もじ）にはよらず、新しい御靈によつて仕えているのです」。今から私たちが眺めることになるのは、こうした言明をパウロがどのように講解しているか、また、どのように発展させ、展開しているかである。

この使徒が行なう講解と論証の丹念さは、實に魅力が尽きず、心を浮き立たせるものがある。解き明かされている真理の栄光は全く別にしても、この論法の卓抜さ（たばくさ）には心を奪われずにはいられない。どういうことか示させてほしい。七章の四節と六節をもう一度眺めてみると、心を奪われずにはいられない。ど真理を語つており、どちらともそれを、二つの言明を一つにした形で語っている。四節には二つの言明が含まれており、六節にも二つの言明が含まれている。そして、その二つの節は実質的に同じ言明なのである。四節、「私の兄弟たちよ。それと同じように、あなたがたも、キリストのからだによつて、律法に対して死んでいるのです」。それから、六節の前半を取り上げてみると、なぜ「しかし、今は、私たちは自分を捕らえていた律法に対して死んだので、それから解放され……いるのです」。同じことではないか。さて、四節の後半を眺めてみると、なぜパウロは、キリスト者がキリストのからだによって『律法』に対して死んだことを、わざわざ証明しようとしているのか。次の理由のためである。——「それは、私たちが他の人、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれて、私たちが自分を捕えていたものに対して死んだので『律法』から解放されたと、わざわざ改めて言つているのか。『それは』——その目的は——「私たちが文字（たんじ）の古さにあつてではなく、靈の新しさにあつて仕えるためです」（英欽定訳）。これは、同じ真理を微妙に異なる表現で言い表わしているのである。

さて、七章にあるこの二つの前半後半に分かれた言明を、八章の三節、四節と比べてみると、

三節は、七章四節の前半の繰り返しであり、七章六節の前半の繰り返しもある。そこにはこうある。「肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつてゐることを、神はしてくださつたからです。神はご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と似た姿でお遣わしになり、肉において罪を断罪されたのです」^{ヘブライ書5:14}。これは、私たちが「キリストのからだによつて、律法に対しても死んでしまつたことを別の言い方にしたものにはかならない。実は八章三節は、七章四節前半と六節前半の再現である。そして、八章四節は、七章四節後半と六節後半を再現し、入念に説明しているのである。

こうしたすべては、七章七節から二五節が一個の挿入句的な区分でしかないという私の主張を証明している。そこでパウロが関心を寄せていたのは、ただ一つ、『律法』について自分の語る内容に対して人々が持ち出してやまない反論を取り扱うことではない。だから、八章冒頭のこの箇所では、七章最初の六つの節で述べた主張を振り返つてゐるのである。その六つの節そのものも、五章最後の二〇節と二一節で語られた内容の説明であつた。確かに、この事実からして、七章七節から二五節の解釈については最終的に確信できるはずである。八章三節と四節は、七章四節と六節でパウロが自分の根本的な命題としてすでに規定していた内容を、ほとんど引き写しのように繰り返してゐるのである。

第一に使徒は、『律法』には何が「できなくなつていた」かを告げる。それから「第二に」、なぜそれをできなくなつっていたかを告げる。第三に、その『律法』ができなくなつていたことを、どのように神が行なつてくださつたかを告げる。そして第四に、そうしたすべてが私たちの中でどのような結果を生じさせるかを告げる。

それでは、第一の点から始めよう。正確には、『律法』は何が「できなくなつていた」のか。これまでに、他の様々な翻訳が提案されている。一部の人々は、この言葉が「律法の不可能なことを」と読まれるべきだと言う。他の人々は、「律法にとつて不可能なことを」と言う。しかし、それで欽定訳（ジエームズ王訳）聖書のこの箇所が改善されるとは思われない。「律法にはできなくなつていたことを」。これは鍵となる語句であり、この箇所をどのように講解し、使徒の教えをどのように理解するにせよ、決定的に重要な言葉である。『律法』は正確には何を行なうことができなくなつていたのか。見ると誤った講解は、この点には何の困難もありませんと言ふ。単にこの言明がこう書かれていたことを、神は行ないました。よろしい。神は何を行なつたのでしょうか。「肉において罪を断罪されたのです」。だから、この見解をいだく人々はこう論じる。『律法』にできなくなつていたことは、肉において罪を断罪することだったのです。ですが、神がキリストにおいて事を行なわれたの

で、もはや何も語る必要はありません。そしてこの人々はこのように論じる。使徒が七章の最後まで語ってきたのは、自分のキリスト者生活において、その「手足の中にある罪の律法」〔二三節 ～英欽定訳〕に勝利を収めることのできなかつた「みじめな人」でした。私たちは「八章」二節の最後をこう解釈します。「罪と死の律法」～英欽定訳とは、パウロが「七章」一二三節でこのように話していたもののことなのです。「私の手足の中には異なつた律法があつて、それが私の思いの律法に対しても戦いをいどみ、私を、私の手足の中にある罪の律法のとりこにしているのを見いだすのです」～英欽定訳。ですから、パウロがこの「八章」三節で語っているのは、まず、『律法』が人間を解放できなかつたということなのです。——そして、むろんこの人々は、この箇所における『律法』が、神の『道徳律法』、特にモーセを通して与えられた『律法』を意味していることに同意せざるをえない。この人々は、二節の律法をそう解釈することは拒絶するが、今は立場を変えて、ここでは律法がモーセの『律法』のことですと言わざるをえない。この人々は言う。『律法』は、この「自分の手足の中にある律法」、すなわち、あの、人を常に引きずり下ろして罪を犯させらる律法に對して、人に勝利を收めさせることができません。ですが、神に感謝すべきことに、事はキリストにあつて行なわれました。つまり、使徒は実質的にこう言明しているのです。主イエス・キリストは、肉においてやつて來たとき、その完璧なご生涯を送ることによつて、肉において罪を断罪されたのです。そして、それゆえに、キリストに属している者たち、また、キリストにある者たちは、御靈を通して同じ勝利を收めることができます。

できるのです。

なぜこの講解を受け入れることができないのだろうか。理由はこうである。「一番日のこととして」この講解は、「断罪した」という言葉を「何々から解放した」あるいは「何々を滅ぼした」という意味にとらえている。しかし、この言葉にそのような意味はない！「断罪する」という言葉は、一節の「罪に定める」と同じ言葉であつて、「罰する」という意味である。滅ぼすという意味では決してない。聖書において、この言葉は、何かを「滅ぼす」あるいは「排除する」という意味では用いられていない。これは常に「罰する」という意味であり、他のどのような意味もない。だから、その解釈に立つと、三節ではこの言葉が一節とは違う意味で用いられていることになる。それだけではなく、この言葉を聖書のどのような箇所とも違う意味で用いなくてはならない。この事実だけでも、致命的な反論である。

しかし、さらに「二番目に」、律法が肉において罪を断罪できなかつたと言うのは、決して真実ではない。というのも、罪を断罪することこそ、まさしく『律法』が送り込まれた目的だからである。これは、この書簡の冒頭から使徒が論じてきた点にはかならない。パウロは実質的にこう言つているのである。『律法』は人を義と認めさせることができないし、決してそのようなことをするためのものではなかつたのだ。この点をパウロは、三章二〇節でこう言い表わしている。「なぜなら、律法を行うことによつては、だれひとり神の前に義と認められないからです。律法によつては、かえつて罪の

意識が生じるのです」。《律法》の務めは罪を暴き出し、断罪することにある。パウロは四章一四節と一五節でこの点をさらにはつきり語っている。「もし律法による者が相続人であるとするなら、信仰はむなしくなり、約束は無効になってしまいます。律法は怒りを招くものであり、律法のないところには違反もありません」。律法の務め全体は、罪を断罪することにあり、それこそまさに《律法》が本領を發揮する場所である。だがしかし、私がいま反論しているこの講解は、《律法》にそれができないと信じさせようとするのである。《律法》は他に何も行なわないのでパウロは言う。五章二〇節でもやはり言う。「律法が入って来たのは、違反が増し加わるためです」。《律法》は、「違反が増し加わる」ようにし、そむきの罪を確定し、正確に指摘し、際立たせ、断罪する。これこそ《律法》の全目的である。そして実際、七章七一二五節という挿入句全体において、それこそ使徒が証明してきた事実にほかならない。——《律法》は、肉において私たちを、また私たちの罪を断罪し、私たちにこう呼ばせることしかしない。「私は、ほんとうにみじめな人間です！　だれがこの死の、からだから、私を救い出してくれのでしょうか？」^{*}【ロマ七・二四】《律法》は私たちの中に死を作り出し、罪をもたらす。だのに、この人々は、「肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつていたこと」とは、肉において罪を断罪することだと信じるよう求めているのである！　その答えとして私は言うが、それこそ《律法》に行なえる唯一のことである。《律法》は罪をしらみつぶしに断罪するが、それ以上のことは全く何も行なえない。

しかし、この誤った講解を拒絶すべき三番目の、そして最後の理由がある。それは、「罪のために」という小さな語句に見いだされる。「肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつていることを、神はしてくださいました。神は」自分の御子を、罪のために、罪深い肉と同じような形でお遣わしになり……」。「罪のために」とは、「罪のための犠牲」として、という意味である。これは、いざれおびただしい数の証拠によって証明したいと思うが「本巻第一六章参照」、単に「罪に関して」という意味ではない。「罪のために」という表現は、「罪のための犠牲」という考え方を帶びている。それこそ、至る所におけるこの使徒の中心的教えである。これこそパウロが喜びとする福音である。すなわち、神は、ご自分の御子を犠牲にして行なつたみわざによって、私たちを救うこの道を確立してくださつたのである。その御子とは、パウロがすでに三章二五節と二六節で告げていた通り、神が「なだめの供え物として、公にお示しに」なつた《お方》である。あの偽りの講解は、この真理をここに全く持ち込まない。この語句を、単にキリストの罪なき生涯においてなされた何か、また、キリストが御靈によつて私たちにも行なえるようにしてくださる何かとだけしてしまう。実のところ、この「罪のために」という語句の真の意味をまるで考慮せずに終わるのである。

それでは、その講解を拒絶するとしたら、改めてこう問う必要がある。《律法》には何が行なえなくなつていただろうか。答えは四節の最初で示されている。《律法》に「できなくなつていった」のは、《律法》が要求していた義が、「私たちの中に……全うされる」ようにすることであった。言葉を

換えると、この言明は次のように読むべきなのである。「肉によつて無力になつたため、律法にはできなくなつてゐることを、神はしてくださいました」。そして神は、それを行なうために「こそ、「ご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と似た姿でお遣わしになり、肉において罪を断罪された」のである。なぜ神はそうされたのか。「それは（その目的は）」——ここに、その目指すところ、目当てとするところが告げられる。ということは、それこそ《律法》にはできなくなつていたが、神がそのような方法によつて行なつてくださつた内容なのである。その目当ては、「私たちの中に」——すなわち、信仰者である者たちの中に——「律法の義が全うされるためなのです」。しばしの間、四節最初にあるいくつかの語句は眺めずにおくがいい。なぜなら、それは単に信仰者がどのような者かを描写している言葉にすぎないからである。四節後半にこそ神の目的がある。

だから、私たちは、あのもう一つの説明を全く拒絶する。また、この積極的な講解が今や明らかになつた以上、いやまして拒絶するものである。あの間違つた見解が生じるのは、「肉において罪を断罪された」という語句に注意を集中しすぎるからである。その断罪は、四節で表現された、この究極的な目標を実現するために神がキリストにおいて行なわれたみわざの一部でしかない。神が究極的に目標としておられたのは、肉において罪を断罪することではなく、人間の中で《律法》の義を全うすることである。使徒によると、《律法》は、「肉によつて無力になつたため」に、その義を全うすることができなくなつていた。だが神は、ご自分が主イエス・キリストにあつて行なつたあらゆるみわざ

において、また、そのみわざを通して、律法の義を全うしてくださつた。そして、神が他の何にもまして主にあつて行なわれたのは、罪を処罰することであつた。その結果、《律法》はその要求をかなえられ、それゆえ、脇に片づけられ、私たちは神の御前で義と認められた。

ということは、《律法》に行なえなくなつていたこととは、自らが要求していた義が私たちの中で確実に全うされるようにするのことであつた。ここに一つ疑問が残る。これは何を意味しているのか。ここで再び私は、心ならずもチャールズ・ホッジ博士に異を唱えざるをえないと感じる。私が思うに博士は、ここでも全く首尾一貫した論理的なことを語つてはいるが、語るべきこととの半分しか語らず、使徒が告げている内容の半分しか語つていない。チャールズ・ホッジ博士は、この言明を完全に、私たちが罪の「罪責」から解放されたという問題だけに限定している。博士によると、この言葉はこういう意味だという。——それは、《律法》の義、すなわち正義が、私たちに関する限りは確立されるためです。言葉を換えると《律法》は、この《お方》において——主イエス・キリストのからだにおいて——その処罰を下したとき、私たちに関する限りは、その処罰を下したのです。しかし、博士はそれ以上のことは言わない。《律法》は正義をもつて罪を処罰し、それゆえ、全うされました。キリストを信じる私たちに関する限り、罰は実行されました。そう言つて博士は話をやめるのである。

しかし、確かにこれでは全く不十分である。そう言える理由をいくつか提示させてほしい。この説

明は、義認の片方の面しか眺めていないように思われる。言葉を換えると、『律法』が目当てとしている目的の一面しか眺めていないと思われる。『律法』の究極的な目当ては、ただ単に人を罪に定めることだけではない。それとは別の面もある。『律法』には二つの目当てがあり、何にもまして一つの目当ては、神が人間に要求しておられる義をはつきり述べることにある。二つ目のこととして、『律法』は罰を下し、罪に定める。すでに七章の議論で使徒が教えていたように、『律法』の目的は良いものであった。こうある通りである。「では、この良いものが、私に死をもたらしたのでしょうか」（一三節）。それと同じくらい明白にパウロは、『律法』が「いのちに導くはずの」ものだと語っている（一〇節）。『律法』そのものは良いものであり、だからこそ、パウロは『律法』を喜びとしているのである。「律法は聖なるものであり、戒めも聖であり、正しく、また良いものなのです」「ロマ七・一二」。『律法』は、いのちの道を指示している。だが、実際にいのちをもたらすことは決してできない。『律法』の目的としてこの二つの面があることを決して忘れてはならない。『律法』は、義の道、いのちの道を指示し、神が人間にどのような生き方を要求しておられるか教えることと、人を罪に定めることの双方を行なう。実際、私たちが罪に定められるのは、この『律法』に従って生きられないためなのである。

この点を念頭に置いた上で悟るべきなのは、救いにも、全く同じように「一つの面があるということである。私たちに必要な救いの最初の面は、断罪から、罪責から、処罰から解放される必要である。

私たちの経験の中では、まず『律法』の二つ目の面と直面する。私たちはまず真っ先に、自分が神の前に立はある者だと悟られ、どのようにすれば罪責と罰から解放されることができるのか知りたいと思う。しかし、救いはそこで終わるものではない。それでは、私は罪を赦され地獄から救われるだけである。私にはさらなる何かが必要である。積極的な義が必要である。罪から赦されただけで神の御前に立つことはできない。積極的な義、『律法』が自明のこととして要求している義が必要である。それゆえ、救いの二つ目の要素は、私にキリストの義が着せられることである。そして、この二つ目の要素は、一つ目と同じくらい必要である。ホッジに対抗して私が主張したいのは、この箇所の使徒は、「キリストにあって」二つの事がらが起こると強調しているということである。『律法』には、その二つとも行なうことができなかつた。『律法』は私を罪責から解放し、義と認めることができなかつた。また、私に積極的な義を与える、いのちを与える、神の御前に立てるようになることもできなかつた。しかし、神がキリストにあって行なわれたみわざは、その双方を行なう。三節で使徒は、神がどのようにして罪の罪責から私たちを解放してくださるかを告げている。四節では、どのようにして積極的な義を私たちに与え、どのようにしてこのことを聖化における御靈のみわざを通して目増しに行なわれるかを告げる。そしてこのみわざは、私たちが究極的に榮化され、罪から完全に自由にされるまで続くのである。

次に、私がこのように語るさらなる理由をいくつか挙げることにしよう。四節の「の中に」という

言葉によって、私の主張は証明されていると言いたい。「それは……私たちの中に、律法の義が全うされるためなのです」とある。さて、もし使徒が、ホッジ博士の示唆するように、「私たちに関する限りは」という意味で語っていたのだとしたら、この箇所では「エン」というギリシャ語ではなく、「ペリ」というギリシャ語を用いていたであろう。ホッジ博士はこう告げている。私たちに関する限り、罪を罰する点における『律法』の義は正当に施行され、『律法』の正義は成就されました。なぜなら、キリストが私たちの罰を身に負つてくださったために、結果として私たちはその罰を負つたからです。だが使徒は、ホッジが言明する程度の内容しか意図していないとしたら、「の中に」とは言わなかつたのではないかと思う。むしろ、「私たちについて」と言つたであろう。しかしパウロは、わざわざ「私たちの中に」と言つている。それだけではない。四節のそれ以外の部分によつて、私たちのように講解することは絶対的に欠かせないと思う。パウロは、「それは……私たちの中に、律法の義が全うされるためなのです」と言う。もしホッジ博士が正しければ、パウロはそれしか語らなかつたであろう。しかし、パウロはこう言い足している。「肉に従つて歩まず、御靈に従つて歩む私たちの中に」と。なぜこのような言葉をつけ足しているのだろうか。それは、今や私たちの中におけるこの「歩み」について話をしているからである。キリストにある私たちの新しいのちについて話をし、私たちの生き方について話をしようとしているからである。パウロは、この点を五節の最初から展開していき、この章の最後までそうし続ける。パウロがいま考えているのは

義認のことだけではない。罪の赦しや、罪の罪責からの解放のことだけではない。キリスト者の将来全体について取り扱うことには進むのである。

実は、ここで語られている内容は、いすれパウロがこの章の二九節でこの上もなくはつきり明言することになる、この言葉と同じである。「なぜなら、神は、あらかじめ知つておられる人々を、御子のかたちと同じ姿にあらかじめ定められたからです」。それこそ「義」であり、それこそ「律法の義が全うされる」ことである。それは、御子のかたちと同じ姿になることである。単に『律法』の否定的な側面だけではなく、このように積極的な側面もある。このことは、私たちが「肉に従つて」ではなく、「御靈に従つて歩む」とき、「キリストにある」満ち満ちた豊かさを余すところなく受ける中で起ころる。そうしたことをパウロは念頭に置いているのである。

言葉を換えると、『律法』の義が私たちの中で全うされる形には二通りあるのである。キリストの義は、私たちに「転嫁される」。だが、神に感謝すべきことに、キリストの義は「分与され」もする。この二つ目のことこそ、使徒が五節から取り扱い始める聖化の過程にほかない。その箇所では、信仰者が「主の恵みと知識において*」「〔エベテ三・一八〕漸進的に「少しずつ徐々に」成長する歩みを考察することになるはずである。信仰者は日に日に聖化されていき、最終的には「榮化」され、「しみや、しわや、そのようなものの何一つない」「〔エベ五・二七〕ものとなる。最終的には、『墮落』前のアダムのように完全に義なる者となり、それ以上の者にさえなる。そこには、転嫁された義だけでな

く、分与された義がある。こうした直前直後の文脈からして、私たちはホッジ博士の講解を退け、このような講解を主張しなくてはならない。

しかし、この件に最終的な決着をつけることとして、実のところこれは、使徒がこの書簡のまさに最初から語ってきたことではないだろうか。一章一七節を眺めてみると、なぜパウロはキリストの『福音』を恥とは思わないのだろうか。一六節で、福音が「信じるすべての人にとって、救いを得させる神の力」であると語った上で、パウロは一七節に進んでこう告げる。「なぜなら、福音のうちに神の義が啓示されていて、その義は、信仰に始まり信仰に進ませるからです」。何が啓示されているのか。単なる罪の赦しでも、単なる罪責からの解放でもない。この福音について言える素晴らしい事実は、ここに人間を神の御前で義とする道が啓示されているということなのだとパウロは言う。これこそ福音の大きいなる使信であり、パウロはこのことを得意に思っている。パウロはこの件を三章二〇節以下でも繰り返す。「なぜなら、律法を行うことによっては、だれひとり神の前に義と認められないからです。律法によっては、かえって罪の意識が生じるのです。しかし、今は、律法とは別に、しかも律法と預言者によってあかしされて、神の義が示されました」。——義の道、人々を義とする道が示された。その義とは何か。それは、「イエス・キリストを信じる信仰による神の義であつて、それはすべての信じる人に与えられ、何の差別もありません」。まさに同じ内容である。それからパウロは、五章でも再びこの件に立ち戻る。例えば、一七節を取り上げてみるがいい。「もしひとつ

りの違反により、ひとりによつて死が支配するようになつたとすれば、なおさらのこと、恵みと義の賜物とを豊かに受けている人々は、ひとりのイエス・キリストにより、いのちにあつて支配するのです」。一八節、「こういうわけで、ちょうどひとりの違反によつてすべての人が罪に定められたのと同様に、ひとりの義の行為によつてすべての人が義と認められ、いのちを与えられるのです」。しかし、特に一九節である。「すなわち、ちょうどひとりの人の不従順によつて多くの人が罪人とされたのと同様に、ひとりの従順によつて多くの人が義人とされるのです」。どこもかしこも同じである。二一節、「罪が死によつて支配したように、恵みが……支配し」。どのようにしてか。「恵みが、私たちの主イエス・キリストにより、義の賜物によつて支配し、永遠のいのちを得させる」のである。また六章一三節、「また、あなたがたの手足を不義の器として罪にささげてはいけません。むしろ、死者の中から生かされた者として、あなたがた自身とその手足を義の器として神にささげなさい」。これは積極的に義なる聖い生き方をするということであり、罪の赦しだけではない。六章一八節にはこう書かれている。「あなたがたは罪から解放されて、義のしもべとなつたのです」^{ヘブライ書 8:12}。單に罪責から解放されるだけのことではなく、積極的である。——「義のしもべ」である。『律法』が義を定義する通りの、義なる聖い生き方をするということである。今の私たちは、このような意味で新たに義のしもべとなつていている。パウロは六章一九節で再びこうした一切を語っている。「あなたがたにある肉の弱さのために、私は人間的な言い方をしています。あなたがたは、以前は自分の手足を汚れと

不法の奴隸としてささげて、不法に進みましたが、今は、その手足を義の奴隸としてささげて、聖潔に進みなさい」。これもやはり積極的である。それから六章二〇節でも、七章四節後半および六節後半でも、やはりそれこそパウロが大いに喜んでいる点である。「私たちは罪に対しても死んでいるのです*」。なぜか。「それは、私たちが他の人、すなわち死者の中からよみがえった方と結ばれ……るためです*」。なぜ私たちがキリストと結ばれることができそれがほど重要なのか。その理由は、「神のために実を結ぶようになるためです」「ロマ七・四」。これは、ホッジ博士が示唆するように、もはや私たちが罪責ある者ではなくなつたというだけのことではない。使徒が喜んでいるのは、今の私たちが神のために實を結べるようになつてている事実である。——すなわち、積極的な義である。やはり七章六節後半にもこうある。「(私たちは)新しい御靈によって仕えているのです」「仕えている」。何に仕えているのか。この神の義に仕え、神に仕えているのである。「古い文字にはよらず、新しい御靈によつて」。

実際これこそ、至る所におけるパウロの議論である。第一コリント一・三〇の大いなる言明を取り上げてみるといい。「しかしあなたがたは、神によつてキリスト・イエスのうちにあります。キリストは、私たちにとって、神の知恵となり、また、義と聖めと、贖いとになられました」。すべてがキリストのうちにある。ガラテヤ三章でもこの件を見てとるがいい。最初は一三節と一四節である。「キリストは、私たちのためにのろわれたものとなつて、私たちを律法ののろいから贖い出してくだら」とは後継ぎとされ、相続人とされている。

しかし、そのすべてを一節で表わしているのが、そのガラテヤ書二章の二二節である。「とすると、律法は神の約束に反するのでしょうか。絶対にそんなことはありません。もしも、与えられた律法が……かくかくを与えることのできるものであつたなら*」。何を与えることのできるものだつたらといふのか。罪の赦しや、罪責からの解放といった、義認の消極的な面だけだろうか。否!「もしも、与えられた律法がいのちを与えることのできるものであつたなら……」。それこそ、《律法》にはできなくなつていたことである。《律法》は、「いのち」を与えることができなかつた。もし《律法》がいのちを与えることのできるものであつたなら、「義は確かに律法によるものだつたでしょう」。義といふのは、互いに言い換えることのできる用語である。それゆえ、義を罰からの解放という件にだけ限定してはならない。義は、罪責からの解放も含むが、「律法の義」とは、究極的には「いのち」であ

る。そのいのちによつてのみ、私たちは永遠に神とともに生きることができるようになる。「律法の義」は「永遠のいのち」を意味しており、人間が神とともに生きるために欠かせないものである。だから私は論じるのである。使徒がここで語っているのは、単に《律法》が、私に対して宣告した罪責と断罪から私を解放できなかつただけでなく、それよりさらに重要なこととして、私に積極的な義を与えられず、「いのち」を与えられなかつた事実なのだ。しかし、神に感謝すべきことに、「キリスト・イエスにある、いのちの御靈の律法」がそのいのちを私に与えてくれた。私は「キリストのうちにある」者であり、そのおかげで、「肉に従つて」ではなく、「御靈に従つて」歩んでいる。もはや《律法》の下で歩んではおらず、もはや「律法の下に」はおらず、「恵みの下に」ある「ロマ六・一四」。これまでのところ、私たちは最初の疑問——《律法》には何ができなくなつていたか——だけを取り扱おうとしてきた。これからは先に進んで、関連するさらなる問題を考察することに移りたいと思う。——なぜ《律法》にはこのことができなくなつっていたのか。どのようにして神は《律法》ができるなくなつていたことを行なつてくださつたのか。そして三番目に、その結果、私たちの中には何がもたらされたかである。今回、このような講解を厳密に突きつめ、こうした数々の議論を解き明かすことは必須であった。そうした講解を終えた以上、今や私たちは、使徒がここで述べている、栄光に富む積極的な言明の数々を学ぶことができるであろう。こうした言明によってパウロは、イエス・キリストにあつて、私たちが神から可能にしていただいた一切のことを示している。私たちは、福音を真

正面から眺めて、その福音を得意に思い、喜ぶことになるはずである。思い出してもいいが、使徒がこのような議論を重ねているのは、福音が根本的に真実であることを確立し、キリスト・イエスにあるすべての人々に対して、救いの確信と搖るぎなさと喜びを与えるためである。